

第 2 回 新宮ダムの堤体挙動等に関する技術検討会

日時：平成23年12月22日(木) 13:00～16:00

場所：新大阪ステーションホテルアネックス 2F 平成の間

議事次第

1. 開会
2. 主催者挨拶
3. 座長挨拶
4. 議事
 - ・ 現地状況について
 - ・ 堤体下流面の漏水について
 - ・ 洪水吐きゲート操作性について
5. その他
6. 閉会

新宮ダムの堤体挙動等に関する技術検討会

趣意書

新宮ダムは、昭和50年に完成した重力式コンクリートダムである。完成後から現在までの間、管理運用を行っているが、近年、洪水吐きゲートの操作性の一時的な低下の懸念や、堤体下流面からの漏水等の現象が認められるようになった。

これらの現象に対しては既に継続的な調査や応急対策を実施しているが、今後長期にわたってダム堤体及び洪水吐きの安全性と機能を確保するために、原因の解明及び恒久的な対策の検討を行う必要がある。

このため、新宮ダムの堤体挙動等の現象の解明及び対策方法の検討を行うことを目的として、経験豊かな外部の学識者・専門家からなる「新宮ダムの堤体挙動等に関する技術検討会」を設置するものである。

新宮ダムの堤体挙動等に関する技術検討会 規約

(名称)

第1条 この検討会は、「新宮ダムの堤体挙動等に関する技術検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、新宮ダムの堤体挙動等に関して、学識者・専門家の意見を頂き、高度な専門的・技術的見地から現象解明及び対策方法検討を行うことを目的とする。

(検討会の構成等)

第3条 検討会は、別紙に掲げる委員により構成する。

- 2 検討会には座長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は会務を総理する。
- 4 検討会が必要と認めた場合は、新たに委員を追加することができる。
- 5 検討会が必要と認めた場合は、委員以外の学識者・専門家の検討会への出席を求めることができる。
- 6 検討会が必要と認めた場合は、委員以外のオブザーバを参加させることができる。

(議事)

第4条 検討会は座長が召集し、座長が議長を務める。

- 2 検討会の議事運営については、委員の意見を聞いて定める。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、独立行政法人水資源機構池田総合管理所に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成23年9月30日から施行する。

新宮ダムの堤体挙動等に関する技術検討会

委員名簿

かまだ としろう
鎌田 敏郎

大阪大学大学院 工学研究科 教授

かわの ひろたか
河野 広隆

京都大学大学院 工学研究科 教授

さかた けんじ
阪田 憲次

岡山大学 名誉教授

せりざわ とみお
芹澤 富雄

社団法人ダム・堰施設技術協会 審議役

はこいし のりあき
箱石 憲昭

独立行政法人土木研究所 水工研究グループ
水理チーム 上席研究員

やまぐち よしかず
山口 嘉一

独立行政法人土木研究所 水工研究グループ
水工構造物チーム 上席研究員

わたなべ ひろし
渡辺 博志

独立行政法人土木研究所 材料資源研究グループ
基礎材料チーム 上席研究員

(敬称略、五十音順)